

番号	報告第2号	担当	学校教育部教職員課
議案名	これからの学校教育基本構想検討委員会委員の任命の専決処分の承認を求めることについて		
説明	これからの学校教育基本構想検討委員会規則第3条の規定に基づき、委員の任命を行うものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

これからの学校教育基本構想検討委員会 委員名簿

任期：任務が完了する日まで

	氏名	役職または所属	選任区分	備考
1	しみず 志水 宏吉	大阪大学大学院人間科学研究科教授	学識経験を有する者	
2	おおの 大野 やすき 裕己	滋賀大学教職大学院教授		
3	ながの 長野 ゆか 友香	松原市立四つ葉幼稚園長	幼稚園長及び小中学校長	
4	やまもり 山森 あつし 篤	松原市立松原小学校長		
5	たなか 田中 しげる 繁	松原市立松原中学校長		
6	ふじの 藤野 おしひで 喜嗣	松原中学校区	PTA関係者	
7	はしもと 橋本 ひろみ 宏美	松原第二中学校区		
8	いしかわ 石川 ゆか 結加	松原第三中学校区		
9	まえだ 前田 たかひこ 貴彦	松原第四中学校区		
10	つぼた 坪田 こうじ 幸治	松原第五中学校区		
11	おおしま 大島 しんいちろう 伸一郎	松原第六中学校区		
12	もりた 森田 よしひこ 吉彦	松原第七中学校区		
13	はせがわ 長谷川 さき 咲	幼稚園		
14	まえだ 前田 まさひと 正人	松原市地域教育協議会会長	松原市地域教育協議会役員	

○これからの学校教育基本構想検討委員会規則

平成30年6月19日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、これからの学校教育基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織、運営その他検討委員会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討委員会は、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、これからの学校教育基本構想について調査及び審議するものとする。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼稚園長及び小中学校長
- (3) P T A関係者
- (4) 松原市地域教育協議会役員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から当該委員に係る第2条の任務が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教職員課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。